

令和4年 第11回定例総会

## 小値賀町農業委員会総会議事録

令和4年11月29日（火）

午後1時30分～午後2時00分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和4年 第11回定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和4年11月29日（火） 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（13人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆  
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二  
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 ~~11番 山田 定稔~~  
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 11番 山田 定稔 委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 8番 福田 精二 委員 9番 岡野 耕藏 委員

第2 報告第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 その他

- ・次回総会の日程について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 なし

## 8. 会議の概要

- 北村局長：           みなさん、こんにちは。  
                          定刻となりましたので、ただいまより、令和4年第11回の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。  
                          議事に入ります前に、委員の皆さまにお願いがございます。議事録の作成ために録音しておりますので、会議中どなたかが発言している際には、極力お静かにお願いいたします。  
                          本日は山田 定稔 委員が都合により欠席ですが、農業委員の出席は13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
                          それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長：           みなさん、こんにちは。  
                          それでは早速ですが、始めたいと思います。  
                          日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。  
                          私に一任できますでしょうか。
- 全員：               はい。
- 松山会長：           ありがとうございます。  
                          それでは、指名いたします。8番 福田 精二 委員、9番 岡野 耕藏 委員 をお願いします。  
                          続きまして、日程第2 報告第7号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。  
                          それでは、事務局より説明をお願いします。
- 北村局長：           それでは報告第7号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。  
                          今回の合意解約の件数は16件で、田圃が4筆、畑が17筆の計21筆、合計面積22,260㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。  
                          解約の理由ですが、1番の農地につきましては、農地中間管理事業の配分計画の解約ですが、担い手農家に集約化を目的として再配分するための合意解約となっており、次回の農用地利用配分計画に含めて上がってくる予定となっております。  
                          2番と3番の農地につきましては、中間管理事業で集積・配分しておりましたが、受け手の経営規模縮小のため、合意解約となっております。なお、集積計画につきましては、賃貸借となっていることから、次の受け手を探しにくいと思われるため、同時に合意解約となっております。  
                          4番から13番の農地5筆につきましても、中間管理事業で集積・配分しておりましたが、別の担い手農家に所有権移転するために、中間管理の集積および配分計画の合意

解約となっております。

14番と15番の農地につきましても、中間管理事業で集積・配分していましたが、耕作条件が不利なため次の受け手も探しにくいことから、中間管理の集積および配分計画の合意解約となっております。

18番から26番の農地につきましては、中間管理事業の配分計画の解約ですが、新たな担い手農家に集積・集約化を目的として再配分するための合意解約となっており、受け手の準備態勢が整い次第、農用地利用配分計画として上がってくる予定となっております。

27番と28番の農地につきましては、貸出人と借受人の間で、農地法第3条により貸借契約していたものを、先ほどの新たな担い手農家に集積・集約化するために合意解約となっており、同様に受け手の準備態勢が整い次第、農用地利用集積および配分計画として上がってくる予定となっております。

最後の29番の農地につきましては、令和3年8月の総会で報告を上げておりましたが、機械が入らない等の問題で耕作条件が不利という理由で令和3年5月31日付けで、中間管理の配分契約が合意解約されており、それ以降も新たな受け手がみつからず、集積計画も合意解約となってしまいました。

以上で、報告第7号について説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

(特になし)

それでは、報告第7号についてはよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。  
続きまして、日程第3 その他について を議題とします。  
事務局よりお願いします。

北村局長： 【「農業委員会業務必携」の更新について】  
次回からは89号を使用します。  
事務局からは以上です。

松山会長： 皆さまから、なにかありませんか。

(特になし)

無きようでしたら次回総会の日程を決めたいと思います。12月23日(金)はいか

がでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ほかに、皆さまから何かございませんか。

何もないようでしたら、これで総会を終わります。  
ありがとうございました。